

事務連絡
令和2年9月2日

保険医療機関 各位

愛媛県国民健康保険団体連合会

「レセプト電算処理システム用コード」の使用について

国民健康保険の事業運営について、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和2年3月27日付保医発0327第1号）において、「電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。」と示されております。

つきましては、令和2年10月診療分以降、電子レセプトにて請求の際は、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」の使用をお願いいたします。

なお、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」の使用による請求ではない場合、返戻になることがございますので御留意ください。

また、この件の詳細につきましては、下記 URL を御確認ください。

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療保険＞令和2年度診療報酬改定について

第3 関係法令等【通知】(6) 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

担当：審査管理課 佐伯・高須賀・田村
電話：089-968-8804

事務連絡
令和2年9月2日

保険医療機関 各位

愛媛県国民健康保険団体連合会

「レセプト電算処理システム用コード」の使用について

国民健康保険の事業運営について、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和2年3月27日付保医発0327第1号）において、「電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択して行うこと。」と示されております。

つきましては、令和2年10月診療分以降、電子レセプトにて請求の際は、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」の使用をお願いいたします。

なお、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」の使用による請求ではない場合、返戻になることがございますので御留意ください。

また、この件の詳細につきましては、下記 URL を御確認ください。

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>令和2年度診療報酬改定について

第3 関係法令等【通知】(6) 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

担当：審査業務課 大西・大塚
電話：089-968-8810

事務連絡
令和2年9月2日

保険薬局 各位

愛媛県国民健康保険団体連合会

「レセプト電算処理システム用コード」の使用について

国民健康保険の事業運営について、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和2年3月27日付保医発0327第1号）において、「電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月調剤分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。」と示されております。

つきましては、令和2年10月診療分以降、電子レセプトにて請求の際は、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」の使用をお願いいたします。

なお、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」の使用による請求ではない場合、返戻になることがございますので御留意ください。

また、この件の詳細につきましては、下記 URL を御確認ください。

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>令和2年度診療報酬改定について

第3 関係法令等【通知】(6) 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

担当：審査業務課 泉・岡
電話：089-968-8845